

第39回 地方分権改革有識者会議
第104回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和元年11月12日（火）16：00～17：54

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、小早川光郎構成員（小早川光郎構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕北村誠吾内閣府特命担当大臣、大塚拓内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、田和宏内閣府審議官、宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について
 - （2）地方分権改革の今後の方向性について
-

（神野座長） それでは、定刻を過ぎておりますので、ただいまから「第39回地方分権改革有識者会議・第104回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

本日は、公務御多用中のところを北村内閣府特命担当大臣に御臨席を頂戴しております。

また、大塚内閣府副大臣には後ほど御出席いただける予定になってございます。

また、北村大臣からお言葉を頂戴する際にカメラが入室いたしますので、御承知おきいただければと存じます。

有識者会議の平井議員は所用のため、遅れて御出席との御連絡を頂戴しております。

出席状況でございますが、谷口議員、後藤議員、三木議員、勢一議員、提案募集検討専門部会の大橋部会長代理、伊藤構成員、野村構成員、磯部構成員及び山本構成員から、本日は所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、冒頭申し上げましたけれども、開催に当たりまして、北村大臣からお言葉を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（カメラ入室）

（北村内閣府特命担当大臣） 皆様、こんにちは。神野座長より御指名を頂戴しました、北村誠吾でございます。このたびの改造で大変ありがたいことでもありますけれども、諸先生方と一緒に仕事をできる機会をお与えいただきました。どうかよろしく願いします。

各議員、また構成員の皆様方におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様方には、前回、9月2日の合同会議以降も関係府省からの2度目

のヒアリングを行っていただき、熱心な検討をくださっていますところであり、心より敬意を表する次第であります。この結果、現在精査中ではありますが、地方からの提案のうち、昨年と同程度の約9割について実現するなど、対応できる見込みでございます。実現した具体の提案を拝見しますと、本年も提案募集方式ならではの成果が上がっているようです。すなわち地方の喫緊の課題となっている子育て、医療などの重要施策について、地方の取組を加速化する提案が多かったこと、そして、地域の実情にそぐわない全国一律の基準等の見直しについて、地域の具体的事例に基づく御提案をいただき、施策の前進が図られることなどが挙げられております。

本日、皆様方の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において対応方針を決定したいと思っております。

また、新たに御就任されました徳島県那賀町長の坂口議員におかれましては、町村の立場から積極的な御意見を賜りたいと存じております。

それでは、どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大変恐縮でございますが、カメラの方々にはこれにて御退室をお願いしたいと思っております。御協力賜ればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

(神野座長) ただいま大臣からもお話がございましたが、議事に入ります前に、新たに御就任いただきました議員の方を御紹介させていただきたいと思っております。

石橋良治議員が本会議の議員を辞任され、坂口博文徳島県那賀町長に新たに本会議の議員に御就任いただいております。

恐縮でございますが、坂口議員から一言御挨拶を頂戴できればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(坂口議員) 皆さん、初めまして。ただいま御紹介をいただきました、徳島県町村会の会長をさせていただいております那賀町長の坂口と申します。

私の町は面積が795平方キロと、淡路島よりも100平方キロ広いところでございます。地方分権改革が推進される中で、現場の町村におきましても、推進にいろいろな課題が多くあることも実感をしていただいております。御指導をいただきながら頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議事に入ります前に、最初に配付資料を確認させていただきたいと思っております。

お手元を御確認いただければと存じますが、まず、本日の議事次第と配付資料の一覧がでございます。

次いで、座席図と地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会の名簿がそれぞれございますので、御確認いただければと思っております。

その後が本体資料になっておりまして、資料1が「令和元年の地方分権改革に関する

提案募集方式の進行経過」でございます。

資料2が「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」でございます、資料2のうち2-1が概要資料、2-2が対応方針（案）の本体でございます。

資料3が「令和元年の地方分権改革に関する『提案募集方式』の成果等」。

資料4が「平成26～30年対応方針のフォローアップの状況」。

資料5が「地方分権改革の今後の方向性について」。

資料6は、平井議員から御提出のございました資料を添付してございます。

御確認いただければと思いますが、お手元、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと存じます。お手元の議事次第を御高覧いただければと思いますが、本日は議題を2つ準備してございまして、1つは「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について」を審議していただきます。その後でございますが、（2）「地方分権改革の今後の方向性について」、この2つの議題を準備させていただいております。

それでは、まず、第1の議題「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について」でございますが、提案募集検討専門部会長として御尽力を賜りました高橋部会長から、提案募集検討専門部会での審議報告を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

（高橋専門部会長） それでは、私より、本年の提案募集検討専門部会における検討状況について、御報告申し上げます。後ほど事務局より詳細な御説明がございますので、簡潔に御報告申し上げたいと思います。

資料1の2枚を御覧いただきたいと思います。

まず1枚目にございますように、8月上旬の関係府省からの第1次ヒアリングでは、5日間にわたりまして43項目についてヒアリングを行ったところでございます。この段階では対応が困難とされている回答がある程度見られたところでございますが、ヒアリングと議論とを経て論点を明確にし、相互の検討を加速させました。

さらに、8月29日には全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングを実施いたしました。本年の提案に関する地方における支障事例や実現に向けた積極的な検討を求めるといふ御意見が示されたところでございます。

前回、9月2日に有識者会議を行ったわけでございますが、その後、10月に行いました関係府省の第2次ヒアリングでは、5日間にわたりまして34項目についてヒアリングを行った次第でございます。第1次ヒアリングよりもより深掘りした形で議論を行い、本日の対応方針の取りまとめに向けて、提案に対する各省の対応について確認をしたところでございます。

これらの部会に向けた論点整理を含めまして、合計で約55時間という検討を行ったところでございます。子育て、医療、福祉をはじめとして、多くの重要な課題について真剣かつ各省との間で有意義な議論を行うことができたと考えております。

その結果、後ほど御説明がございしますが、本年の提案募集の取組におきましても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができたこと、先ほど大臣より御説明いただきましたが、かなりの積極的な対応を引き出すことができました。地方の現場で困っている支障について解決が図れる見込みでございます。

政府におかれましては、現在、なお調整中の案件もございまして、年内の閣議付議へ向けて最終的な詰めをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

毎々のことでございますけれども、非常に多くの時間を費やして御尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について、事務局から資料2から資料4までになりますが、御説明頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

(菅原次長) それでは、事務局のほうから、資料2-1以下について説明をさせていただきます。

まず、資料2-1と2-2でございますけれども、2-1は「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)」の概要でございます。資料2-2が本体というふうになっております。本日の有識者会議で御意見をいただきまして、全体として御了承をいただければ、政府としては12月の中下旬に地方分権改革推進本部と閣議でこの対応方針を決定したいと考えております。

それでは、資料2-1の説明に入ります。1ページ目でございますけれども、「1. 基本的考え方」から「3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援」につきましては、いわば対応方針の総論部分でございます。昨年と同様の内容となっております。中身といたしましては、「地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを推進すること」、「法律改正事項については、一括法案を来年の通常国会に提出することを基本とすること」、「現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化すること」、「引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、有識者会議に報告すること」、「移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、必要な支援を実施すること」というような内容を明記してございます。

一番下の「4. 対応状況」につきましては、本年の提案総数301件のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案などを除きました内閣府と関係府省との間で調整を行った提案182件の対応状況を整理したものでございます。数字は精査中ではありますが、提案の趣旨を踏まえ対応をするものが141件、現行規定で対応可能なものが19件、実現できなかったものが18件となっております。なお、右側にその他4件とございますけれども、これは下の※にございますが、関係府省の第1次回答までに支

障が解消された旨などが提案団体から示されたため、それ以降の関係府省との調整を行わなかったものということでございます。

2 ページ目を御覧ください。提案募集を開始いたしました平成26年からの毎年の対応状況を整理したものでございます。右側に実現・対応の割合がございまして、一番下のところを見ていただきますと、本年の割合は89.9%となっておりまして、昨年の89.4%、一昨年の89.9%とほぼ同じ水準となっております。

3 ページを御覧ください。本年の提案のうち、提案の趣旨を踏まえ対応するものなど主なものを「地方創生・まちづくり」「子育て・医療・福祉」「地方分権改革の取組強化等」「各種手続や行政サービスの効率化」というカテゴリーに分けて示したものでございます。個別の内容については、後ほど資料3で説明をさせていただきます。

続きまして、資料2-2でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、対応方針（案）の本体でございます。本年の提案のうち、提案の趣旨を踏まえ対応するものと、昨年までの提案でフォローアップ事項となっていたもののうち結論を得られたものなどにつきまして、具体的な対応方針を記載しているものでございます。なお、全体として「調整中」と一番上に大きく出ておりますけれども、現時点で文言が確定しておらず、調整しているものもございまして、特に法律改正を要する事項などにつきましては、法制的な詰めを行っているところもありますので、その結果によっては対応方針の書きぶりも若干変わってき得るかと思っております。こちらにつきましては、60ページ弱ほどの資料になりますので、主な内容につきましては、資料3のほうで説明をさせていただきます。

それでは、資料3を御覧ください。資料のつくりは、左側から番号、提案、提案団体、実現内容等及び効果というふうになってございます。

まず「1. 地方創生・まちづくり」の関係ですけれども、1番は、森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用についてでございます。現在、届出義務が課せられた平成24年以降に森林所有者となった者については、固定資産税情報を内部利用することが可能ですが、これを平成24年以前に森林所有者になった者にも拡大してほしいという提案でございます。実現内容のところですが、「地方公共団体が森林所有者等の氏名その他の地方税関係情報を内部利用することを可能とする」法律改正を行うこととしております。

2番は、町村の都市計画に係る都道府県の同意の廃止についてでございます。26年のフォローアップ案件で、5年越しの懸案事項でございましたけれども、実現内容のところですが、「町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、同意を廃止する」法律改正を行うこととしております。

3番は、特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化についてでございます。提案では、動産の保管期間や処分が可能であることを法律に規定してほしいというものでございましたが、調査した結果、代執行を行った多くの市区町村では動産を廃棄し、

管理していないという状況でございましたので、一律に法律で規定するとかえって市区町村の自主的な判断を阻害するおそれもあることから、法律ではなくガイドラインで、実現内容のところでございますけれども、「代執行又は略式代執行により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについて、市区町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化し、市区町村に令和2年中に周知する」ことといたしております。

次に、2ページ目でございます。4番は、所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進についてでございます。提案では、市区町村に財産管理人選任の申立ての権限を付与してほしいというものでございましたが、調査した結果、市区町村が債権を有していないことを理由として、申立てが認められなかったか、申立てを断念した事例というのが提案団体の1事例のみという状況でございましたので、実現内容のところでございますけれども、「空家等対策における財産管理人制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市区町村が行った不在者財産管理人又は相続財産管理人選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市区町村が果たす役割を明示しつつ、市区町村に令和2年中に周知する」ことにいたしております。

5番は乗用タクシーの営業区域の変更に係る協議手続の明確化についてでございます。提案では、地域公共交通会議において同意を得た場合には、市町村長が地方運輸局長に対して営業区域の変更を要請する権限を付与してほしいというものでございましたが、地方運輸局長は地域公共交通会議の構成員でもありますので、実現内容のところでございますけれども、「地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化する」ことといたしております。

6番は、29年のフォローアップ案件で、乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大についてでございます。これまでの過疎地域で人口3万人未満の市町村に加えて、「過疎地域で人口3万人以上の市町村において、合併前の市町村単位で過疎地域で人口3万人未満の区域」というところを新たに対象といたします。また、今回対象区域とならなかった区域につきましても、「旅客運送事業者、貨物運送事業者に対する調査を実施の上で、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る」ことといたしております。

続きまして、3ページでございます。7番は、災害に係る住家の被害認定における混構造住家の判定方法の明確化についてでございます。実現内容のところでありますが、「木造と非木造の混構造の場合における住家の被害状況調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを「主たる構造」の考え方も含めて、令和元年度中に地方公共団体に通知する」ことといたしております。

8番は、地方公共団体の災害時における支出方法の運用改善についてでございます。これも実現内容のところでございますが、「災害時のやむを得ない場合において、地方公共団体

の職員が緊急的に現金払いを求められる場面等で、簡易な手続で必要な経費を速やかに支出できる方法を地方公共団体に通知する」ことといたしております。

9番は、試験研究を行う地方独立行政法人の業務範囲に出資を追加するものでございます。国立研究開発法人の例を参考にいたしまして、実現内容のところでございますけれども、「試験研究を行う地方独立行政法人による出資を可能とする」法律改正を行うことといたしております。

次に4ページでございます。「子育て・医療・福祉」関係でございます。1番は、里帰り出産に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化についてでございます。現在、一時預かり事業の対象は主として保育所等に通っていない、または在籍していない乳幼児とされているため、一時預かり事業を利用する場合に、通っている保育所等を退所する必要があるのか明確になっておりませんでした。今回、実現内容のところでございますけれども、「里帰り出産等における一時預かり事業の実施については、里帰り先の市区町村の判断により、住所地の市区町村の保育所等の退所を求めずに事業を実施することが可能であり、子ども・子育て支援交付金の対象にもなること等を明確化する」ことといたしております。

2番は、病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件緩和についてでございます。現在、NPO法人が運営する病児保育施設につきましては、運営費の補助はありますけれども、施設整備費の補助対象にはなっておりませんでした。実現内容のところでございますけれども、「病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象に市町村が認めた者（NPO法人等）を加える」ということにいたしております。

3番は、社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和についてでございます。現在、社会福祉法人の事業の用に供する不動産は、原則として自己所有か国又は地方公共団体から借り受けたものに限定をされておりますけれども、実現内容のところですが、「社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合に施設の用に供する不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能にする」ことといたしております。

5ページ目でございます。4番は、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置の延長についてでございます。平成30年に管理者の資格要件がケアマネジャーから主任ケアマネジャーに引き上げられた際に、令和2年度までは経過措置期間というふうにされていますが、これを延長してほしいという提案でございました。実現内容のところですが、「指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る」ことといたしております。なお、赤字で【P】というのがついてございますが、これは対応方針の閣議決定までの間に結論が得られたという場合には、結論を得るという内容ではなくて、具体的に講じる措置の内容を記載するという趣旨でございます。

5番は、へき地の公立病院が看護師等の派遣を受けることを可能とする見直しについ

てでございます。現在、医師にのみ認められているへき地における労働者派遣について、看護師等の医療従事者にも認めてほしいという提案でございます。実現内容のところですが、「看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえて、令和2年中に結論を得る」とことといたしております。

6番は、特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大についてでございます。現在、事業所内保育などの地域型保育事業につきましては、保育所の所在する市区町村のほかに、その保育所を利用する者が居住する市区町村の確認を行うこととされておりますが、実現内容のところでございますけれども、「特定地域型保育事業者について、確認に係る事業所の所在する市区町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市区町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市区町村の長による更なる確認は不要とする」法律改正を行うことといたしております。

次に、6ページの7番でございますが、介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直しについてでございます。実現内容のところでございますが、「生活保護法による指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する」法律改正を行うことといたしております。

7ページは国と地方の役割分担の関係でございますが、1番は、軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲についてでございます。路面電車や地下鉄などの道路への敷設に係る許認可事務は都道府県知事が行っており、許認可に当たっては、主に道路管理者との調整が必要となりますけれども、指定都市につきましては直轄国道を除いた全ての道路の道路管理者が指定都市の長になっておりますので、軌道法、鉄道事業法の許認可事務も指定都市が行ったほうが効率的ではないかという提案でございます。実現内容のところですが、「軌道法及び鉄道事業法に基づき都道府県知事が行う許可等の事務・権限のうち、指定都市に係るものについて、指定都市に移譲する」法律改正を行うことといたしております。

2番は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲でございます。液化石油ガス法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法になっておりまして、高圧ガス保安法に基づく事務・権限は、既に第5次一括法によりまして指定都市へ移譲済みとなっているので、液化石油ガス法に基づく事務・権限も指定都市に移譲してはどうかという提案でございます。道府県、指定都市に調査いたしましたところ、現在、事務処理特例制度で指定都市に移譲されている事務・権限もあるのですが、これが自治体によってまちまちな状況でありまして、移譲についても賛否が分かれたという

ことといたしております。実現内容のところでございますが、「液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限について、効率的な行政運営や統一的な指導が可能となるよう、地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、指定都市へ移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る」ということといたしております。

3番は、不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止についてでございます。実現内容のところでございますが、「不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務については、廃止する」法律改正を行うことといたしております。

8ページ「各種手続や行政サービスの効率化」の関係でございます。1番は、生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直しについてでございます。現在、金融機関での納付書払いや福祉事務所での窓口納付などに限られている生活保護費返還金の納付につきまして、実現内容のところでございますが、「生活保護費返還金等のコンビニ納付（私人委託）を可能にする」法律改正を行うことといたしております。

2番は、医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化についてでございます。重点事項ではございませんでしたので、この場で説明するのは初めてとなりますけれども、医師、歯科医師、薬剤師は従事先の所在地でありますとか従事する診療科などにつきまして、2年に1度、定期的な届出が義務付けられております。この届出は、届出表を保健所、都道府県を経由して厚生労働省に提出する方法により行われておりますが、地方公共団体では、届出表の送付・回収、内容の確認に労力をとられているので、届出をオンライン化してほしいという提案でございました。オンライン化のためには準備期間が必要ですので、今回の令和2年度の届出には間に合いませんけれども、実現内容のところでございますが、「医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことといたしております。

3番は、身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付けの廃止でございます。昨年のフォローアップ案件で、昨年の国民健康保険被保険者証などと同様に、実現内容のところでございますけれども、「個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載を省略可能とする」ことといたしております。

最後に、資料4でございますが、昨年までの対応方針のフォローアップの状況を整理したものでございます。過去の対応方針において、いついつまでに結論を得るなどとされたものについて、現時点での対応状況の概要を一番右側の欄に記載しております。結論が得られたものについては、本年の対応方針に明記することといたしております。時間の関係もありますので概略だけ紹介をさせていただきます。

まず1ページ目でございますが、これはいつまでに結論を得るという通常のパターン

とは若干異なるものですが、療育手帳に関する事務のマイナンバーを活用した情報連携についてでございます。独自利用事務として条例で定める地方公共団体が少なかったことから、本年の対応方針では、条例制定による効果を周知するとともに、情報連携については条例の制定状況を踏まえつつ、中長期的に検討することといたしております。

それから、2ページ、3ページ、4ページが平成30年又は平成30年度中に結論を得るとされていたものでございまして、いずれも本年の対応方針に記載をいたしております。

2ページ目は本年の重点事項でもありました学校給食費の強制徴収についてでございますけれども、地方公共団体が円滑に公会計化を採用できるよう、必要な取組を推進するとともに、強制徴収については公会計の状況も勘案し、中長期的に検討を行うということにいたしております。

3ページは幼稚園免許更新講習の対象者の拡大についてでございますけれども、中央教育審議会での議論を踏まえる必要があるため、結論を得る時期を令和2年度中に変更したものでございます。

4ページは道路整備に伴う踏切の新設の際に、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドを一律に条件としないことについて、これは既に通知が出されており、措置済みとなっております。

5ページ以降は、本年又は本年度中、あるいは本年度中に予定されている法律の見直し時期までに結論を得るとされていたもので、全部で31事項ございます。このうち結論を得られたので講ずる措置の内容を本年度の対応方針に記載するものが12事項、現在も検討中であり、まだ結論を得られていないものが19事項ございます。結論を得られていないものにつきましては、引き続きフォローアップを行いまして、その状況を今後も会議に御報告いたしますとともに、結論を得られた段階で講ずる措置の内容をその時点での対応方針に明記するということといたしております。

以上が、本年の提案に対する対応方針と過去の対応方針においてフォローアップ事項となっていたものの対応状況でございますが、本年の提案のうち、関係府省における予算編成過程での検討を求める提案、18件ございましたけれども、これについては内閣府と関係府省との間での調整をする対象からは外しておりましたが、予算編成後に最終回答を取りまとめることとしてございまして、次回の会議でまた御報告をさせていただきたいと思っております。

事務局の説明は以上でございます。

(神野座長) ありがとうございます。

対応方針(案)につきまして、丁寧に御説明を頂戴したところでございますが、それでは、いただきました御説明に対しまして、御意見あるいは御質問等々ございましたら、お願いいたします。いかがでございましょうか。

坂口議員、どうぞ。

(坂口議員) 今年の提案について御尽力をいただきました委員、また事務局の皆様には厚く感謝を申し上げます。

まず初めに、平成26年に提案いたしました町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止のフォローアップ事項について、申し上げたいと思います。これは、町村が都市計画を決定又は変更を行う際には都道府県知事の同意が必要とされている一方、市の場合には同意が不要となっており、町村における都道府県知事同意の廃止を求めるものであります。既に5年が経過しましたが、皆さんの御尽力により提案の実現に向かったことに対し、大変感謝を申し上げます。

次に、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用に係る規制のことですが、この件につきましては、新たな森林管理システムが動き出しており、それぞれの林野を持つ町村によっていろいろな課題も出てきました。そういった中で森林所有者の情報を活用する点について課題がございましたが、今回は、前向きに受けとめていただくことができたことにも感謝を申し上げたいと思います。

最後に、コミュニティバス等の関係でございますが、地方3団体が平成30年に共同提案をした案件でございます。これらの事業につきましては、やはり地方運輸局長の許可の廃止について、より前向きに御検討をいただきたいということをお願い申し上げまして、発言の内容とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございます。

特に事務局のほうでコメントはないですね。

ほかはいかがでございましょうか。今日は人数が少ないので、申しわけありません。もしもあれでしたら、市川議員、どうぞ。

(市川議員) 本当に毎回、専門部会の皆様には丁寧な議論をしていただいて、そして、確実に一つの方向性といいますか、地方分権の方向性が出てきているかなと思っておりますけれども、まだ内容的に見ましたら、結論を出すのにやや時間がかかっているものもありますので、もう少し各省庁のほうでも積極的に時間の短縮に向けての議論を進めていただきたいなと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

小早川議員、何かいいですか。よろしいですか。

部会長、特に御発言ないですよ。

(高橋専門部会長) 今年度は、子ども・子育てや福祉、さらには地域公共交通であるとか、社会のいろいろな変化に現行の仕組みが合っていないというところに焦点が当たった提案が結構多かったと思います。そういう意味で、前向きに各省庁も取り組んでいただいて、事務局も御協力いただいて、成果が上がったのではないかと思います。

それから、町村の都市計画の同意の廃止についてです。分権、この提案募集はもう6年目に入っておりますが、その中で粘り強く一つのテーマについて諦めずにやってきたところの成果だったのかなと思ひまして、そういう意味で、5年間、6年間の成果が積

み上がってきたのかなということを実感しております。

以上でございます。

(神野座長) それでは、ほかに御発言がなければ、対応方針につきまして、まだ調整が必要なものがございますので、この点につきまして、私に一任していただくということを前提として、今回の対応方針(案)につきまして、有識者会議として御了承いただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

有識者会議として、対応方針(案)については御了承いただいたということにさせていただいて、政府におかれましては、本日、御意見も出ておりますので、政府の対応方針の決定に向けて、各省庁との最終調整に向けて御努力していただければということをお願いをする次第でございます。よろしいでしょうか。

それでは、5時前でございますが、大臣はそろそろ御退室の御予定かと思っておりますので、御公務がございまして、北村大臣は、ここにて御退室なさいます。お見送りしたいと思います。

(北村内閣府特命担当大臣) 先生方の真摯なお取り組み、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。しっかり御教示を受けとめて働きたいと思っておりますから、よろしくお願い致します。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(北村内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) それでは、引き続きまして、議題(2)に移りたいと存じます。「地方分権改革の今後の方向性について」でございますが、これも事務局から資料5について、宮地次長のほうから御説明を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(宮地次長) 地方分権改革推進室次長の宮地でございます。私からは、資料5に基づきまして、地方分権改革の今後の方向性について御説明をさせていただきたいと思っております。

この資料5は検討資料ということで提示させていただいておりますが、本年2月の有識者会議におきまして、これまで5年間の提案募集方式の成果等を整理した上で、今後の方向性について御議論をいただいたところでございます。その際にも、地方分権改革全体を俯瞰するような様々な御意見も議員の先生方からいただきまして、引き続き、検討を進めていくこととされているところでございます。これを受けまして、今回、検討資料を提示させていただいたところであります。

まず、1の「趣旨」につきまして、この資料に沿って簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

我が国では、2008年に始まりました人口減少が今後加速度的に進んでいき、その様態は地域によって大きく異なるものと考えられております。また、地方部において人口減少が急速に進んでいる一方、東京への一極集中は歯どめがかかっていない状況でござい

ます。

また、Society5.0の到来など、新技術の進展、人々の働き方や生き方の変化・多様化が進んでおります。

これらの変化によりまして、現在までに形成されてきました行政サービスの内容や提供方法は制度疲労により立ち行かなくなるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれるところであります。

さらには、こうした変化や課題の現れ方というのは、地域ごとに大きく異なることが予想されております。

そうした中で、行政サービスの持続可能性を保つには、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割はますます重要になり、新たな発想も取り入れながら地域の実情に応じた解決策を実行していく必要があると考えているところであります。

2ページの「趣旨」の2/2をお願いしたいと思います。地方分権は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものであり、地方公共団体がこのような変化・課題に対応するため、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、地方公共団体の自由度を高める地方分権改革を一層推進する必要があり、また、併せて、新技術等を活用しながら効率的に行政サービスを提供することも求められております。

これまでの分権提案の蓄積を振り返り、その成果等を整理し、取りまとめるとともに、その結果及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえ、今後の地方分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理し、今後の分権改革に反映させていきたいということがこの資料の趣旨でございます。

それでは、3ページをお願いしたいと思います。2番の「提案募集方式の成果等」というのは、今回は平成26年から平成30年までの5カ年間の提案の成果等を踏まえて整理させていただいておりますが、全ての提案ではなくて、基本的にはこの有識者会議で重点事項として定められたものを中心として抽出し、整理をさせていただいております。まず(1)の「分野別の成果」でございます。これは分野ごとに成果を簡単に整理させていただいております。

医療分野においては、医薬品等に関し国から都道府県への権限移譲が進むとともに、専門人材確保の困難等を背景に、医師の常勤要件等の明確化が図られたということでございます。

福祉分野におきましては、施設の設置・運営基準が多く設けられておりますけれども、地域の実情に応じ、基準の見直しや運用上の改善が多くなされております。また、中核市への権限移譲が進むとともに、施設の合築、共用化に資する措置が講じられたところでもあります。

次に4ページをお願いしたいと思います。教育・文化分野におきましては、文化財保護や公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断により選択することが可能となったところであります。さらには、オンデマンド教材の活用などICTの進展に対応した措置

も講じられております。

次に、環境分野につきましては、国の関与が縮小され、地方公共団体の自由度の拡大や迅速な処理につながったといった成果が挙げられております。

続きまして、衛生分野につきましては、人口減少に伴う水の需要の減少であるとか、インフラに対する負担の増大等を背景に、水道事業に関する見直しが行われ、また、空家の有効活用や都市農村交流の促進等の観点から、旅館業法の適用外となる場合の明確化などが図られたところであります。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。雇用・労働分野におきましては、長年の課題でありましたハローワークの地方移管について、ハローワーク特区での実証などを経て、「地方版ハローワーク」の創設等が行われました。これにより地方公共団体の施策と一体となった就労支援が可能になったところであります。

産業振興分野につきましては、事業協同組合等に係る認可等の事務・権限が都道府県に、火薬類取り締まり、高圧ガス保安に係る事務・権限が指定都市に移譲されました。また、工場立地法の緑地面積率等の基準を町村が条例で定めることが可能となったところであります。

地域の実情に即した産業振興施策を実施する観点から、国が行う地域産業振興に係る計画の認定、補助金の交付等について、都道府県の関与が強化されるような取組がなされたところでもあります。

次に、6ページをお願いしたいと思います。消防・防災・安全分野につきましては、大規模災害発生時の広域応援体制の充実や住家被害認定の迅速化等の災害対応の見直しが実現しました。また、地域の実情を踏まえた災害援護資金の運用を可能とするとともに、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和などがなされたところであります。

続きまして、運輸・交通分野におきましては、コミュニティバスの導入及び運行に当たり、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われ、また、人口減少等を背景に、過疎地域等において乗用タクシーによる貨客混載を可能とする見直しが行われたところであります。

次に、7ページをお願いしたいと存じます。土木・建築分野につきましては、高齢化の進行や建物の老朽化等を背景に、公営住宅について、地域の実情に応じた対応を可能とするための見直しが行われました。また、施設の有効活用の促進等の観点から、諸制度の見直しが図られたところであります。

農業・農地分野については、第2次分権改革の残された課題でありました農地転用に係る事務・権限について、都道府県等に移譲されるなど、手続の迅速化等が図られたところであります。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。農地を除く土地利用分野については、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、より地域の実態に即した施設整備が可能となるよう、開発許可に係る公園等の確保に関する制度の見直しなど

が行われたところであります。さらには、一定の条件のもとで保安林の解除の協議に係る同意の廃止、地域森林計画に係る国の関与の縮小等が行われております。

それ以外の分野についても、例えばマイナンバーによる情報連携の対象を追加することを求める提案が実現し、申請者の負担軽減や利便性の向上に資するとともに、行政事務の効率化が図られているところであります。これらが分野別の5年間の成果の主だったものということで整理させていただいております。

続いて、9ページの(2)でございますが、分野横断的な成果ということで、措置内容ごとに簡単に整理をさせていただいております。

まず、権限移譲の関係でございます。既に実施している事務・事業の対象範囲の拡大や、類似の事務・事業を既に行っており、一体的な事務・事業の実施のため移譲されたものが多かったということがあろうかと思えます。

また、国から都道府県等への移譲につきましては、手挙げ方式が活用されております。例えば、農地転用許可の権限の市町村への移譲、水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲などが手挙げ方式の採用例として挙げられております。なお、「地方版ハローワーク」も各地方公共団体の判断で実施可能とされたところであります。

それから、都道府県から市町村への移譲につきましては、既に指定都市に移譲されているものを中核市に拡大するものが多く、既に市に移譲されているものを町村に拡大するものもございました。特に福祉分野での移譲が多く、その中でも中核市への移譲が多かったというものでございます。

続きまして、規制緩和についてでございますが、地域の実情に応じた対応を可能とするため、福祉におけるさまざまな分野で「従うべき基準」等に関する見直しが行われております。その際、今年実現いたしました放課後児童クラブのように参酌基準化されたものもありますが、多くは実態に対応するため基準の内容そのものを改正することにより対応がなされたものであります。

福祉分野以外でも、全国一律に政令で定められておりました都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限は「参酌基準」とされ、条例に委任されたところであります。

国又は都道府県の同意・協議を不要とする等の関与の縮小は、事務処理の迅速化や自主的判断の拡大等の観点から行われたところでもあります。

続きまして、10ページをお願いしたいと思います。業務効率化についてでありますけれども、申請方法、申請書類や添付書類の見直し、調査における項目や実施方法の見直しなど、行政事務の効率化・迅速化に資する提案も多く出され、実現がなされております。その結果、住民負担の軽減につながるものもございました。

今、例示で申し上げたもの以外に、以下のような提案も複数の分野で出され、実現をしております。1つとしては、都道府県経由事務の廃止ということで、食品の特別用途表示の許可申請、あるいは建設業の許可申請、不動産鑑定士試験の受験申し込み等、都

道府県経由事務の廃止がなされております。

マイナンバーによる情報連携については、特定優良賃貸住宅の管理に関する事務の追加であるとか、特別支援学校への就学のための経費支弁事務における項目追加などがなされたところであります。

公金の徴収、収納方法の見直し等については、公会計化された学校給食費のコンビニ収納であるとか、公金納付の電子マネーの活用、過誤払い調整手続における新旧医療保険者間の手続の簡素化等が図られているところであります。

次に、補助金に関する見直しにつきましては、地域の実情に応じた補助要件の緩和、事務手続の見直し、これは必要書類や記載事項の簡略化等が挙げられると思いますが、あるいは早期交付の実施等の見直しが行われたところでもあります。これら分野横断的な成果を簡単に取りまとめさせていただいたものを、今、紹介させていただきました。

続いて、11ページ、(3)「提案の傾向」ということで、過去5年間に提案いただいたものの傾向を簡単に整理させていただいております。

まず1点は人材不足、あるいはサービスの担い手不足などを背景にした提案ということでありまして、福祉・医療分野を中心に、専門的人材確保の困難さを背景に、「従うべき基準」などの要件の緩和を求めるものが多く見られました。

例えばということで、下に書かせていただいておりますけれども、福祉施設の人員配置基準の緩和であるとか、地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和、へき地の診療所の管理者の常勤要件であるとか、薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の明確化等を求めるものが見られております。特に放課後児童クラブの「従うべき基準」につきましては、多くの団体からそれぞれの地域の実情に応じた多様な提案が見られたところであります。

それから、地域交通につきましては、人口減少や人手不足等を背景に、従来から課題でありました旅客に加えまして、貨物運送に関しても、その確保についての提案が見られているところであります。

次に、ストックの集約化・有効活用等についてであります。人口減少等を見据えたインフラの維持管理・更新の効率化、あるいはストックの有効活用の観点からの提案が多く見られたところであります。都市公園廃止基準の明確化であるとか、都市公園における施設設置の柔軟化、水道事業の給水区域縮小に係る許可基準の明確化であるとか、公営住宅の非現地建て替え、空家の有効活用、既存の住宅の寄宿舍への活用、公拡法に基づく先買い土地で遊休化した土地の有効活用の促進であるとか、所有者不明土地の利用の円滑化などの提案が見られたところであります。

3点目といたしましては、ICT技術等新技術の展開への対応ということ、マイナンバーによる情報連携に関する提案は多く見られるとともに、電子マネーの活用、オンデマンド授業、ドローン等の新技術の活用・安全な利用の確保など、ICT技術等の活用に関する提案も見られたということでございます。

ここまでは過去5年間の重点事項とされたものを中心に、傾向等を整理させていただいたものでございます。

12ページでございますが、「地方分権改革を進めるに当たっての『視点』」というところであります。特にこのページは骨子のみとさせていただいております。本日、有識者の皆様の御意見をいただくとともに、この資料全体としましては、2月に予定されております次の有識者会議に向けて議論を詰めていき、まとめさせていただければと思っております。

3の、今後地方分権改革を進めるに当たっての「視点」についての骨子について説明をさせていただきたいと思っております。これまでの提案募集方式の成果等及び地方公共団体を取り巻く情勢を踏まえまして、地方分権改革を進めるに当たっての「視点」を整理したいということでございます。

まず第一に、地域の実情に応じた持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう、行政サービスの提供方法の柔軟化を図っていくべきである。もう一点が、これまでも事務負担や住民負担の軽減等の観点からの提案が多く寄せられていることから、より一層業務の効率化を図っていくことが求められていると考えております。これら柔軟化、効率化を図っていく際に、従前から提案が多い事項につきまして、引き続き重点的に取り組むこと、また、今後重要な観点となり得る以下の点に留意し、取組を進めていくことが必要ではないかと考えております。

下の左側の枠囲みであります。これは従前から提案が多い事項について、引き続き重点的という部分の例でございますが、従うべき基準や補助金の要綱等に関する規制緩和でございます。従うべき基準の見直しにつきましては、これまでも多くの提案が寄せられており、今後も提案が見込まれるところであります。また、補助金等に関して地域の実情に合わないような補助条件や、地方公共団体に過度な事務を負わせているものに関する提案も寄せられているところであり、こうしたことについては引き続き重点的に取り組んでいくことが必要だろうと考えております。

右側でございますが、今後、重要となる観点ということで5点ほど例示させていただいております。1つはネットワーク化（連携）ということでありまして、地方公共団体が目的に合わせて他の地方公共団体や多様な主体と一層連携を図っていくということが、今後分権改革を進めていく上での重要な観点になろうかと思っております。

それから、2点目に書かせていただいておりますのは標準化ということでございます。情報システムや申請様式、業務プロセスなどの標準化あるいは共通化を図っていくことが重要ではないかと考えておりますが、これは国が統一して定めるべきことと、地方が地域の実情に合わせて行うべきことといった、国と地方の役割分担をしっかりと整理した上で、それを前提として重点的に検討していくものになろうかと思っております。

3点目に掲げさせていただいておりますのは新技術への対応ということでありまして、

AI等の新技術を活用していくという観点に立って、今後の分権改革も検討するということが一つの視点ではないかと思っております。

それから、ストック等の適正化等、これは過去5年の提案でも多く見られているところでもありますけれども、人口の増加を背景とした制度のもとでつくられた既存の施設等の集約化など、ストックの見直しというのも今後の重要な視点になろうかと思っております。

それから、地方公共団体の政策形成への住民の参加促進ということも重要な視点になるのではないかということで、あくまでもこれは議論のたたき台として骨格をお示しさせていただいたということでありまして、本日いろいろと御意見を頂戴できればと思っております。

今後の地方分権改革を進めるに当たっての視点などを取りまとめた上で、今後の取組に反映させていければと思っております。

例えばということで、一番下に書かせていただいておりますけれども、令和2年以降の提案募集におけるテーマ設定等、今後の取組に反映すべく、本日、そして次に予定されております2月の有識者会議で一定の取りまとめができればと事務局としては考えているところであります。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

提案募集方式を軸とする地方分権改革を進めてから5年の歳月がたったところで、今年の2月にも委員の皆様方から、この5年間を省察する御議論を頂戴したところでございます。事務局のほうでそのときの議論をまとめながら、更にそれを補強、補完させていただいた上で、今日の検討資料をつくっていただきました。今、12ページで御説明したような方向を一応たたき台として、検討台として提示していただいておりますので、委員の皆様方から御発言を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

平井議員、どうぞ。早速で申しわけありません。

(平井議員) 本日も神野座長、また高橋部会長、小早川先生、市川議員、そして新しい坂口議員の皆様大変お世話になりまして、地方分権の会議を進めること、感謝申し上げたいと思います。

また、田和審議官や菅原様、宮地様をはじめ、随分取りまとめしていただきまして、89.9%の達成率ということでありまして、いろいろと成果も上がる年にしていただいたのかなと感謝申し上げたいと思います。

いろいろと評価できる内容も入っていて、私どものほうの地方団体側のこれまで懸案であったような事柄、例えば病児保育についてNPO等、そうした多様な主体が参画できるようなチャンネルを開いていただいたり、あるいは労働者派遣の範疇の中でへき地医療について、看護師等についても認めていただける方向性を出していただいたということでありまして、そうしたことについては感謝を申し上げたいと思いますし、先生方にこ

ういう取りまとめで大変な後押しをいただきまして、一つ一つ丁寧に御議論いただいたこと、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今、地方分権改革5年間の総括がございました。この提案募集方式になって、これまで皆様のほうでいろいろとアピールもしていただいたりして、市町村も件数が徐々に出てくるようになってきたり、また、現実にも、今、御紹介がありましたような県立等のハローワーク、あるいは農地の改革、さらには昨年大変なお世話をいただきました放課後児童クラブの「従うべき基準」の緩和など、大きな弾も出てきていることを今、振り返らせていただきまして、この分権改革の会議が果たしてきた役割の大きさを改めて認識させていただきました。地方団体としても感謝を申し上げたいと思います。

今後の方向性について12ページで、今、宮地次長のほうからお話がございました。実は今、私がちょっと遅れましたのは、地域医療のことで厚生労働省と総務省とやり合ってきたところでもございましたが、そうした問題を昨日、総理のほうに訴えかけをいたしました。昨日は全国知事会の年に一度の官邸の会議でありまして、総理に申し上げたのは、全世代型の社会保障改革を進めるには、やはり国と地方が車の両輪でやっていかないと、これは現場が必要でありますので、うまくいかない。その際に、今、従うべき基準で、例えば先ほどの保育の問題などもそうでありますが、本来保育を受けられる子供たちが受けられないようになってしまう。そういう自縄自縛的な「従うべき基準」というのが結構こういった福祉の分野、医療等も含めて社会保障に係るところでは多いですよ。そういう改革を是非、分権の立場でもやっていただきたいということを申し上げましたら、総理は非常に明快に、「従うべき基準」については、支障があるものは必要な見直しをやっていこうというようなことをおっしゃられました。

今の内閣がイの一番に掲げておられる全世代型の社会保障改革にも、この地方分権改革、「従うべき基準」の見直しが役に立つというような御認識をいただいたわけでもございまして、今回これを取り上げて、規制緩和等を一層進めようというのには大賛成であります。

個別の提案募集という最後の締めくくりではあったのですけれども、以前からこの議員の皆様からお話がありますが、ジャンルによってはある程度包括的に、これも関連する、これも関連するというものは見直していくようなことがあると、本当は我々もありがたいわけであります。

と申しますのは、今のやり方は提案募集方式で、 이슈が出てきて、その 이슈に対するもので判断をするという形であります。例えば判決で言えば、棄却をするのか、認容するのかと、その争点のところに限られているわけではありますが、我々は行政体でありますので、本来は立法行為にかかわるようなルールづくりもできるはずのものであります。したがって、このルール全体として関連のところも含めて見直そうというようなことの勧告とか、そういうことができないのかなというのはかねて感じているところでありまして、いきなりこんな話を持ち出すと難しいということになるかもしれま

せんが、ただ、判決とは違って行政としての審議会の役割ということもあると思いますので、御一考いただいてもいいのかなと思います。

また、5点のネットワーク化、標準化、新技術への対応等がございました。これはそれぞれの自治体で今、工夫をしているところだと思います。ネットワーク化でいえば、私どもは雪が降るので国道、これは県管理の国道もあります。それから、市町村道、あるいは県道、こういうものを全部まとめて雪かきをしましょうというような、分かりやすいネットワーク化を図ったりしているわけでありまして、今問題になっているような医療機関でも、公立病院、公的病院、あるいは民間病院も含めて、医療連携ということを考えていく。それによって人材不足を補って高度な医療に対応するとか、それから、地域の医療を持続可能な形で守ることもできるのではないかと思います。そんな意味で、このネットワーク化というのは一つの大きなこれからのテーマになるのかなと思います。

私ども、鳥取県自体も実践例を重ねてきていますが、その中で非常に感じるのが、地方分権改革の有識者会議の中で生まれてきた自治体版ハローワークという、小早川先生、高橋先生等に苦労いただいでつくり上げた新しい仕組みがございまして。これがまさに国と地方の連携になってきているわけです。これは非常にドグマティッシュには難しい概念なのかもしれませんが、現場では国も県も市町村もつながって仕事をする。一緒になって仕事をするという共同の分野が今、生まれ始めていますし、それが効果を上げて末端といいますか、出口ベースでの企業さんや働く方に好評であるということはあると思うのです。そういう意味で、ここは地方公共団体がということで、地方公共団体同士のメルクマールのみ書かれています。国だとかプライベートセクター、そうしたもっと多様な主体がかかわり合うのが地域の姿かなと思いますので、その辺まで少し拡大して考えることも可能かなと思いつつ、今、お話を伺っておりました。

標準化も非常に役に立つところだと思います。例えば私どもでは、今、学校の先生が忙し過ぎるという問題がありまして、学校の先生のいろいろな庶務の仕事があります。出席簿の管理であるとか、あるいはお金の使い道の話とか、そういうのは学校ごとにばらばらであったものを、鳥取県では全部標準化して、それを電算のICTを活用したシステムの中でやるように変えたところがあります。これによって、仕事は効率的に進みますし、先生方が異動しても、異動した先でも同じ仕事のやり方をします。また一から自分でもう一回勉強して、どうしたらお金を支出するのかなとか、あるいはこういう資料づくりはどうするかとか、全部標準化されていますと、非常に合理的に異動ができるということもあります。

このような意味で、標準化というのはいろいろと役に立つのかなと思いますし、そういう実践例を横展開していくのも分権改革といえればそういうことかなと思つた。

今、申し上げたことに関連するのは、ICTやAI等であります。今、自治体でも相談窓口でこういうAI等を活用して、とりあえずの簡単な相談ができるようなことを導入し始め

ております。ストックについても施設の見直しを進めているところですし、住民参加、これもそれぞれの事情に応じたことをされています。鳥取県では、実はこれは全国で唯一、都道府県でやっているところではありますが、常設型の住民投票制度を持っていて、条例によってそういうことを創設したこともございました。やはり住民の皆様に満足していただくためには、住民の皆様に情報開示をして、そして、行政過程に参画をしていただき、田舎ではむしろ自分も担い手になってサービスの執行を共同作業でやっていく。そのぐらいの住民参加が今風になってきているのではないかと思います。

そんな意味で、この視点、それぞれについて賛成をさせていただきたいと思います。

あと、これ以外で、これはまたお聞きおきいただければと思いますけれども、今、いろいろと有識者の方にも加わっていただきながら、全国知事会としては新しい分権のテーマについて議論を始めようということを考えつつあります。それは「従うべき基準」などで非常に細かい立法規則が入ってきている。しかし、現場にふさわしいそうしたルールをつくろうというときに、条例の上書き権と私たちの世界では言いますが、そのようなことを本当に認められないのだろうか。あるいはそれを直接できないにしても、こうした「従うべき基準」というものを抜本的に改革していく。そのようなことも考えてみてはどうだろうか。また、行政主体間の連携であるとか住民参画のような視点、そうした地方分権の基本的なテーマについて、改めて知事会でも議論をスタートさせたいと思っております。

私ども、現場でもそういうことをさせていただきますが、行財政、税財政のシステム等も含めて、そういう大きなテーマについても、この会議でも取り上げていただく機会もあればありがたいなと思っております。

(神野座長) ありがとうございます。

全国知事会の政策表彰でも、今、お話のありました教育の標準化と、あれはコメントさせていただいたのですが、1つの事務で標準化して効率のいい部分と、それから、分権によってそれぞれの地域社会のニーズに合った多様性ということを和解させる、そういう努力が必要かなというコメントをさせていただいたのですが、今、意義のあるコメントをいただきました。感謝申し上げます。

ほかはいかがでございましょうか。

小早川議員、どうぞ。

(小早川議員) 今後の方向性についてという先ほどの御説明を伺っていて、いろいろなことを、いろいろなところで、ああそうかと思ったり、触発されたところがあります。それと、ちょっとここは気をつけなければいけないのだろうなと思ったようなこともございます。

いろいろありますが、まず、事務局からの御説明ですと、これはたたき台というか議論の取っかかりということだろうと思うので、これから来年にかけて議論していくのでしようけれども、全体の仕掛けが、最後のページにありますように、視点を整理して、

その視点に基づいてテーマ設定をしていく。それによって提案募集方式の更なるパワーアップみたいなことをやるということかと思うのですが、挙げられた視点は、今、平井議員もおっしゃったように、私ももっともなことが並んでいると思います。ただ、その場合に、視点を整理し、テーマ設定をしていく、そのプロセスでまさに地方の参画がきちんとされなければいけない。

この提案募集方式自体が、たしか最初の段階で、これまでの地方分権が国主導、国が設置した委員会がプランを立てて改革をする。その意味では国主導でやってきたのを、地方の発意によって、現場からの問題提起によって進めていく、そういう転換をするのだということだったと思うのです。その転換はこれからも堅持していくべきだろうと。私たちがこの会議でテーマ設定をして、こういう方向の提案を是非お願いしたいですねということ、提案する側と無関係に誘導するような、そういう格好になるのはまずいだろうと思います。

ですから、そこはその段階からいわば各自治体の側が積極的にこれからの地方分権改革の方向性、何が必要なのだということ、これをここでの検討にもしっかりと反映していただく。具体的に言えば、恐縮ですけども、全国知事会なり市長会なり町村会が個別自治体の声だけではなくて、日本の行政のあり方がどうあるべきなのかという観点から視点を絞り、必要なテーマ設定の案を出していただくということが必要なのではないかという気がいたしました。それが1つであります。

それから、関連すると思いますけれども、具体的な整理していただいた成果のお話の中で、なるほどと思ったのは9ページです。先ほどから「従うべき基準」の問題というのが繰り返し出ていますけれども、ここに書かれているのは放課後児童クラブを例にとって参酌基準化されたものもあるが、多くは実態に対応するため、基準の内容を改正するというものでいったと。これは穏やかに書いてありますけれども、心はやはり、それでは実は不十分なのだよねという文章だろうと思います。それはまさにそうであって、従うべき基準のままその内容を実態に合うように少しずつ変えていくというのと、従うべき基準を参酌基準化するというのは次元が違うわけで、第2次委員会の勧告以来の考え方というのは、「従うべき基準」はできるだけ減らす、参酌基準化するという、それが大事なのだということだったわけですから、それもやはり堅持したいですね。

ただ、翻って考えれば、そのように「従うべき基準」のままだけれども、内容を地方の声を聞きながらこういうふうに変えましたということも、もちろんそれは意味があるわけでして、ある見方をすれば、そういう意味での基準の内容の変更が割合システムチックに各自治体の現場の声を直接反映するような形でできていくということ自体は、昔はなかったことではないかと思うのです。その意味で、提案募集方式がそういう働き方をしているというのは、それはそれで評価ができるのだろうと思います。

そうやっていけば、これはあくまで国のほうの補足的なルールなのだけれども、それのつくり方、それを変えていくプロセスに、やはり昔よりは地方がしっかりかかわって

いける。そういうシステムになっているのだらうと思いますので、それは私たちとしても改善されたところがあると考えております。

その上で、やはり参酌基準化のほうが望ましいわけなのですけれども、その際には、これだけ頑張ってもなかなか実現しないのはなぜだろうかということはあるわけで、国のほうが、自分たちのほうが専門技術的な判断能力があるのだと。これを緩めたら危ないのだよという立場をとっているのだと思うのですけれども、そう言わせないためには、それはこの最後のところにあるように、自治体、地方公共団体、相互間でのネットワーク化、連携、そういったような仕組みをしっかりと整えていって、全体としてこれで大丈夫だと言えるような、自治体のほうでの基準設定の信頼性を高めていくことが必要なのかなと。

標準化についても、国のほうで必要だから標準化してくれという話ではなくて、自治体の現場でもってこういう形の標準化が望ましいということをむしろ全国的な議論を自治体の側から、個別ではなくてシステムチックに組み立てていくような、そういう方向へ全国自治体のリーダーの方たちが動いていただけるとありがたいなという感じがいたしました。

(神野座長) ありがとうございます。

私どものこの方式のそもそもの見失ってはならないような原点を、意味を充実させていくという大切さを御指摘いただいた上で、先ほど平井議員からもお話がありましたが、ネットワーク化とか何とかも少し意味を膨らませていくということですね。地方自治体間だけではなく、政府と民間、公的分野と民間部門、国・地方を含めた意味充実を少し図っていくというような方向性を御指摘いただいたかなと思っております。

ほかはいかがでございましょうか。

坂口議員、どうぞ。

(坂口議員) 町村の立場として、先ほど御説明がございました趣旨の1及び2からしても、地方分権改革を実のある改革とするためにも、やはり地方の創意工夫が可能となる制度改正をお願いしたいと思っております。国から自治体に対して全国一律に計画の策定とか、そういうものが非常に多いような感じを我々町村は持っております。やはり我々町村においてのいずれの対応も義務付け等により、特に職員数の少ない小規模町村での行政運営は創意工夫して、苦勞しております。そういった中で地域の実情を踏まえた裁量の確保に配慮をお願い申し上げたいと思っておりますし、先ほどからもありますように、地方の提案が多く出ているというのも、その点が特に影響しているように思いますので、何とぞ御配慮をお願いしたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

市川議員。

(市川議員) ありがとうございます。この5年間の取りまとめと最後の検討資料の「視点」というのは非常によくわかる気がします。

ここは地方分権改革有識者会議なのですけれども、分権改革を進めるのを提案募集から始められたと。それは非常に大きな意義があると思うのです。我々、神は現場に宿ると言うのですけれども、実は現場のいろいろな支障事例が大きな体系を動かしていくことにつながってくると思っています。そういう意味では、地方分権を進めるということは、国とか省庁のあり方を見直すことでもあって、これらは同じテーブルで議論すべきものかなとも考えています。

なぜなら、先ほど地方版ハローワークの話が平井議員がされましたけれども、住民の目から見れば、国か都道府県か市町村かという、その主体は実はわからない。どの主体であっても、住民サービスが的確に持続可能に行われるということが重要ですから、その主体は当然、時代に応じて変わっていてもいいと思うのです。

今回、5点ほどの視点を言われていますけれども、例えば、広域連携などが進んで、それぞれの行政の機能補完ということが行われてくるとすれば、それにかかわる権限というのが今と同じ方式でいいのかどうかと。多様な連携の方向が出てくるかもしれないけれども、それに合わせた権限移譲ということを考える必要もあるだろうし、また、技術の進歩に伴って、例えば事務処理の内容についても、実はボーダーとか組織を超えて管理できる仕組みが出てくるとなると、そういう事務処理の義務のあり方そのものも変わってくることになりますから、やはり今回は、この場だけでなく、内閣府、総務省、あるいは関係府省みんながこの視点について議論をするということが大事かなと思います。

その中で、全国一律で決められていることを、むしろ国側から地方に裁量を与えるものは何かという観点で、こういう技術進歩も含めて捉えて、国側から従うべき基準から参酌基準にできるものはないかということを考えて、それは条件つきであってもいいと思うのですけれども、そういう提案を出していただいて、それを我々も含めて地方が検討するという、そのような双方向でこれからこの議論を進めていかないといけないかなと感じています。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

高橋部会長。

(高橋専門部会長) 6年間作業してきたことです。小早川議員もおっしゃいましたが、1つは、当初の出発点を大事にする点は極めて重要だと思っています。そういう意味では、今までの現場の気づきを大切に、地方の発意を酌み取って、自主的に出してもらった提案を大事にして、それをテーマにかかわらず拾い上げて、しっかり実現する。そこは今までと同じように、手綱を緩めずにしっかりやることを踏まえた上で、それにプラスして、今の社会変化の中で、今は気づいていないけれども、こういう視点から見ると現場でまた新しい視点が発掘できるのではないですかという投げかけをするということは、極めて重要なのかなと思います。

提案を受けてみて、これだけ社会変化が激しく、東京と地方で全く行政課題が違ってくるようになってきている中で、今までどおりの発想で国が制度をつくっているのではどうかという、そこら辺のところの課題というのが見えてまいりました。よって、そういう問題意識で視点を提起し、気づかないところを気づいていただくという投げかけをするのは極めて重要だと思っています。

その上で、幾つか細かい話を申し上げます。私は別のところで北村大臣と、それから大塚副大臣も担当されている規制改革についても作業させていただいてまして、今出ている課題は、ほとんど、規制といいますか、行政スタイルを変える、現状に合わせたようにするとの課題でほとんど共通しているかなと思っています。そういう意味では、特区もそうですし、行政スタイルの改革という点でも、分権と視点が合うようなものは共通して作業をする視点もあるのかなと。要するに、地方が社会変化の中でいろいろ改革しようとしているときに、国の従来の発想では合わないところをしっかりと提案を受けて、それから行政スタイルの変化という点で改革できるようなものであれば一緒に取り組んでいくというような姿勢が重要かなと思っています。

卑近な例で言うと、経由事務なども先ほど出てまいりましたが、これなどは今、いわゆる大手の事務所がやっているリーガルテックですね。これを申請システムの中に組み込むと、都道府県とかがチェックする必要はなくなり、チェックが終わったものを国の機関で受け取れば、それで形式審査は終わってしまうという話があると思います。そのような形で抜本的に経由事務をなくす、自治体の負担を外すという点では、リーガルテックを大胆に国の申請手続に入れていただくということもあるだろう。かつ、そのような新しい実験を自治体が、徳島県のほか、平井知事の鳥取県においても活用されていますが、ああいうものを国も学んで、しっかり同じようにやっていただくということも極めて重要なのではないかと、提案いただくという点でも重要だと思っています。

もう一つ細かいことを申し上げます。標準化とともに、システム基盤の共通化という視点も重要だと私は思っています。規制改革のところで就労証明書の統一の話をしたのですが、分権の中で自治体の基準はたしかに違うのですね。でも、システムを共通化しますと、自治体の方で項目を選べる。つまり、自治体でこれを出してほしいといった項目がありますと、システムが共通化していれば別に、自治体なりの項目を自治体で選んでいただいて、機械的に就労証明書に打ち出していただくということもあり得ます。そういう意味では、標準化とともにシステム基盤の共通化という視点も重要かなと。そこを全国统一で一つにするという標準化と、それから、自治体が共同で基盤を統一するという共通化と、2つを車の両輪でやっていただくというのが重要であると思いました。

ちょっと細かいことも含めて感想を申し上げました。どうもありがとうございました。
(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。一当たり御意見いただきましたが、次官、審議官、何かよろしいですか。

ほかに特に御発言は。

(市川議員) 今、高橋部会長がおっしゃった、実は自治体間でも事務処理の仕方がばらばらなために、なかなか共通化が進まないというのはあるのですけれども、合理化という意味では、基本的にどこでも住民に対してやることはほぼ決まっているわけです。だから、最低限の部分は全国的に、特に事務処理については共通化を進めて合理化を図るべきだというふうに、それがいいのではないかと考えますけれども、実際の自治体の知事さんはいかがでしょう。

(平井議員) 例えば地方税であるとか、いろいろと、もともと共通化するシステムづくりが進み、さらには今、eLTAXと言われるシステム基盤の統一化を図ってくる、そんな分野も出てきました。今、マイナンバーもよく言われるわけでありますが、ここ5年、10年で大分可能性が変わってきたと思います。ですから、正直、細かい仕事に人を使うのが得策かどうかということもありまして、電子申請なども認めていけば、先ほどボーダーレスのお話もございましたけれども、今までとは全く違ったフリーなやり方もあるのだろうと思います。そういう意味で、そうした標準化等も今後いろいろな横展開であるとか、この領域はというような提案もあっていいのかなと思います。

あと、先ほど来、お話がずっと続きますが、「従うべき基準」のお話に割と関心がありなのですが、我々地方団体から見ますと、「従うべき基準」でどうして国がルールを決めなければいけないのですかという投げかけをしているのです。ただ、そうしたら、不都合ならとりあえず基準をちょっと変えますからというようなことで答えが返ってくるのですね。これは直っているようでいて、実は我々が言いたいのは、現場で合わせてそこでルールづくりしたほうがよほどいいでしょうと。地域ごとのルール、ローカルルールで、例えば細かい福祉の介護のやり方とか、保育関連の人の数であるとか、研修をどれほどやらなければいけないとか、そんなのは地域でそれぞれあってもいいと。ある程度緩やかな基準はあるにしても、細かいところに結構今、入り過ぎているというのが自治体の現場の印象でありまして、先ほど坂口町長もその趣旨をおっしゃったのだと思います。

ですから、本当であれば「従うべき基準」をある程度の領域でまとめて、昨日も総理と議論させていただきましたけれども、全世代型社会保障というのを進めようと思うと、例えばどうやって保育の現場の総量を確保しようとか、そうしたいろいろなテーマが出てくるのですが、それが妙なところで実は止まってしまっているというように御理解いただいたほうがいいのだと思います。

ですから、そういう意味で、思い切って基準をナショナルではなくてローカルのほうに回していく。そういうことを本来であればこの会議では少し踏み込んで、ある程度挑戦的になるときもあると思うのですけれども、やっていかれたほうが実効性があるのではないかと思います。

経由事務を廃止するということで、多くは異存がないと思います。ただ、もしかする

と経由させるときの経由させる意味が何かあるのかもしれませんが、もしそうであれば、国のほうはむしろ権限を移譲して、県なり市町村のほうに移譲するというやり方もあるはずでありまして、その辺は物によって分類して考えていけばいいのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本日、たくさん有意義な御意見を頂戴いたしましたので、本日の議論を事務局のほうで整理していただいた上で、次回の地方分権改革有識者会議のほうに御提示していただければと思いますので、御準備方、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに特段ないようでございましたら、大変お忙しいところを大塚副大臣に御臨席いただいております。今回就任されて初めての会議の御臨席になりますので、お言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(大塚内閣府副大臣) 9月の内閣改造で内閣府副大臣に就任をいたしまして、本件を担当させていただきます、大塚拓でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は途中からでありましたけれども、大変熱心な御議論を拝聴いたしまして、大変参考にさせていただきました。誠にありがとうございます。

それから、まずもって令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について御了承いただいたというふうに報告を受けました。感謝申し上げるところでございます。

皆様に御尽力いただきましたおかげで、子育て、医療関係をはじめとする地方の現場で困っている支障、これを解決してほしいという切実な提案について、これまで数多く実現、対応することができてまいりました。一方、今の御議論を拝聴しておりまして、いろいろ私も気づかされるところもあったわけですが、やはり原点を忘れてはいけないなということはあるのだろうと思います。特に「従うべき基準」から参酌基準化ということについては、基本的な中央政府側の官僚の考え方を改めていかないといけない部分があるのではないかと感じております。基本的にどこの部分で共通のルールをつくり、どこから先を現場に移譲するのが最も効率的、最適な配分になるかという視点なく、ひたすら深掘りして考えてしまうという習性がどうもあるように従来から感じておりますので、いろいろいただいた御提案の共通点として、これは中央側でしっかり受けとめて、各府省に周知をしていかなければいけないところだろうと感じているところでございます。

もう一つは、新しい視点というか、技術進歩、社会変化等によって、今まで地方分権というと、基本は中央から地方への権限移譲ということで議論してきたわけですが、これも最適な役割分担という視点を持って議論をしていく必要がある、そういう時代になってきているのかなと思うわけでございます。今の議論に出ておりましたシステム基盤の共通化というのは、高橋先生からもありましたけれども、規制改革のほうでも実は議論になっていることございまして、かなり多くの委員の先生方が問題意

識を持って議論をされておられます。

規制改革側からの議論としては、これは非常に非効率ですよねということなわけですが、地方分権改革の視点からすれば、現場でいかに不都合が生じているかと、こういった声をしっかり吸い上げていきながら、どこが最適な役割分担の配分点なのかということ、ほかの会議とも連動しながら見出していくということが必要なのではないかと考えております。是非、先生方にもこれからも御議論をしっかりといただきたいなと思っておりますし、こういった分野については、現場においては問題点は発見できるかもしれませんが、そこだけで解につながらないということもあるかもしれませんので、こういったところも含めて、先生方の御知見にいろいろ頼らせていただきながら、最適な中央・地方の関係というものを築いていけたらと思っているわけでございます。

本日の議論等も踏まえて、年内に対応方針について地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うべく、関係府省とも調整を進めてまいりたいと存じます。

各議員、構成員におかれましては、引き続き、地方分権改革の推進に向けて御尽力いただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから特に連絡事項等々、お伝えしていただく点はございますか。

(宮地次長) 特にございませんが、また引き続き、本日、今後のあり方について意見をいただきましたけれども、お気づきの点があれば随時事務局のほうに御連絡をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(神野座長) それでは、これもちまして、有識者会議と検討専門部会との合同会議を終了させていただきたいと存じます。夜のとばりが落ちるまで、最後まで御熱心に、しかも生産的な御議論を頂戴したこと、深く感謝を申し上げます次第でございます。どうもありがとうございました。

(以上)